

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（文部科学省）

制 度 名	オリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者に対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>現在、（財）日本オリンピック委員会がオリンピックメダリストに交付する金品（JOC 報奨金）については、租税特別措置法で所得税が非課税とされているが、新たに、オリンピック競技種目を統括する国内の各団体（競技団体）が、オリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者（オリンピックメダリスト等）に交付する金品についても非課税とする。</p> <p>当該金品については、JOC 報奨金とともに、租税特別措置法による措置ではなく、所得税法第 9 条の非課税所得とする。</p> <p>注：「オリンピック競技」とは、国際オリンピック委員会が定めるオリンピック憲章に記載された国際競技団体が統括する競技をいう。</p>		
	減収見込額 （平年度）	▲0.34 百万円 （▲1.08 百万円）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

オリンピックメダリスト等の社会的評価の向上及び今後の活躍への動機付けを図り、ひいては国際競技力の向上につなげる。

(2) 施策の必要性

我が国のトップレベル選手がオリンピック競技大会をはじめとした国際競技大会（以下「オリンピック競技大会等」という。）ですばらしい成果を挙げることは、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を大いに高めるとともに、活力ある健全な社会の形成にも寄与するものである。オリンピック競技大会等の成績優秀者のこのような活躍に対しては、国をはじめとして各方面から社会的評価を与えることが、スポーツ振興の観点から必要である。

このため、国としては、成績優秀者に対する顕彰・表彰を行っており、中でもオリンピックメダリスト及び世界選手権の優勝者に対しては、最高位の位置づけを与えている。また、平成6年の税制改正においては、オリンピックメダリストに対し（財）日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が交付する金品の非課税措置を講じたところである。

平成6年当時においては、競技団体による独自の金品の交付制度は少なかったが、以後、着実に整備が進んできていることから、オリンピックメダリストに対する金品について、交付主体により課税・非課税の扱いが異なる事態が顕著になっている。JOCからの金品であっても、競技団体からの金品であっても、その効果はほぼ同じであることを考慮すると、競技団体が交付する金品についても非課税措置を講じる必要がある。

また、世界選手権の優勝者についても、①国の顕彰・表彰制度において、オリンピックメダリストと同様に最高位の位置づけであること、②世界選手権の優勝者はオリンピック競技大会においてもメダル獲得の可能性が極めて高いことから、オリンピック競技大会に係る金品と同様の措置が必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

オリンピック競技大会等に関し、選手の動機付け及び社会的評価の向上を図る手段の1つとしては、優秀な成績を収めた選手への顕彰・表彰や金品の交付が考えられる。

現在、顕彰・表彰については国としても実施しているが、金品の交付については、JOC、競技団体、企業などの民間団体により行われており、民間団体による金品の交付をより一層推奨するためには、国による支援を行うことが妥当である。また、民間団体の交付する金品のうち、JOCが交付する金品も、競技団体が交付する金品も、オリンピックメダリストに対して公益性のある公益法人から交付される金品に違いはないことからスポーツの振興の観点からも要望の措置は妥当である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	政策目標 11 スポーツの振興 施策目標 11-3 我が国の国際競技力の向上		
	政策の達成目標	スポーツ振興基本計画において、目標とされているオリンピックにおけるメダル獲得率 3.5%を早期に達成する。		
	租税特別措置の適用又は延長期間			
	同上の期間中の達成目標			
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	JOC がオリンピックメダリストに交付する報奨金については、非課税とされている。		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	国際競技力向上の推進のための経費として、平成 22 年度概算要求においては、14,388 百万円を要求している。		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国際競技力向上には、選手強化活動等に対する予算上の支援のみならず、成績優秀者の社会的評価の向上による動機付けも含めた総合的な支援が必要である。本要望では、後者の観点から、競技団体が成績優秀者に交付する報奨金について、JOC のオリンピックメダリストへの報奨金と同様の非課税措置を講じようとするものである。		
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	現時点でのオリンピック競技大会におけるメダル獲得率については 2.15%(北京:2.61%、トリノ:0.40%)となっており、非課税措置も含めた各種施策により、一定の成果が得られているが、スポーツ振興基本計画に掲げられた目標である 3.5%については、未だ達成されていない状況にある。		
	租税特別措置の適用実績	過去 3 回のオリンピック競技大会について、JOC の報奨金の非課税措置の適用実績及び減税見込額は以下のとおりである。 なお、報奨金の金額は、300 万円(金)、200 万円(銀)、100 万円(銅)であり、団体競技等については、各人にこの金額が交付されている。		
		16 年 (アテネ)	18 年 (トリノ)	20 年 (北京)
	適用件数 (人)	85人	1人	48人
	減税見込額	559.4 万円	12.5 万円	420.2 万円
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	「政策の達成状況」欄に記載のとおり。 なお、平成 6 年の非課税措置以後、各競技団体による報奨金の創設が進むなど、選手のモチベーション、社会的評価の向上を図る取組が進展している。			
前回要望時の達成目標	我が国の国際競技力を向上させ、オリンピック競技大会におけるメダル獲得率 3.5%を実現する。			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	近年、オーストラリアや英国などの世界の強豪国では、国際競技力の向上を国家戦略として掲げ、長期間にわたり多大な強化費を国費から投入し、多方面からの高度な支援などを実施しており、例えば、英国においては、年間約 125 億円を支出し、強化策の充実を図った結果、メダル獲得数がアテネ大会の 30 個から、北京大会では 47 個に増えている。			

		これを踏まえ、我が国においても、従来の選手強化支援策に加えて、平成 20 年度から、メダル獲得が有望な競技種目・競技者に重点を置いた高度かつ多面的な支援を始めるなど、戦略的・重点的な支援に努めている。
これまでの 要望経緯		平成 6 年度 JOC がオリンピックメダリストに交付する報奨金の非課税